

171-参-厚生労働委員会-3号 平成21年03月24日
※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十一年度総予算の委嘱審査及び雇用保険法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康局長上田博三君外十四名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 去る十八日、予算委員会から、本日一日間、平成二十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生労働省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

予算の説明につきましては既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

（中略）

○谷博之君 民間の企業が法定雇用率一・八、これに対していろいろと、この前も三百名以上の規模の事業所を百名まで人数を下げて対象を広げようとしています。しかも、それが民間企業で達成できなかったらば、それに対する一定の企業側からのやっぱり責任も果たしてもらっているわけですよ。これは民間との対応です。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） どなたがお答えになりますか。

○政府参考人（岡崎淳一君） 文部科学副大臣からもお話がありましたけれども、十九年の適正実施勧告につきましては大臣名で出しておりますが、これを単に文書で伝えるだけではなくて、基本的に都道府県の労働局長が教育長を呼んでお話をすると。その際には、今先生がおっしゃったような国連権利条約の話等々いろいろありますので、それも伝えながら、是非とも障害者の雇用を進めていただきたいと、こういうお話をしました。

そういう中で、適正実施、計画の期限もこの年度末に来ますので、年度末における退職者あるいは年度当初の就職者の状況も見ながら、できるだけ早くその状況も見て次の対応を考えていきたいと。

いずれにしても、先生おっしゃいましたように、公的機関は率先垂範してやるべき立場でありますので、是非、各教育委員会の理解も得ながら、是非とも一日でも早く達成するように努力していきたいと、こういうふうに考えております。

（中略）

○福島みずほ君 終わります。

○委員長（辻泰弘君） 以上をもちまして、平成二十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生労働省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

—————・—————
午後一時開会

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣（舛添要一君） 雇用保険法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 以上で趣旨説明の聴取及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梅村聡君 民主党・新緑風会・国民新・日本の梅村聡でございます。本日は厚生労働委員会、初めての質問ということであります。よろしく願いいたします。

本日、ただいま趣旨説明がございました雇用保険法等の一部を改正する法律案それから並びに修正部分と、この部分について質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に質問いたしますのは、雇用保険法十四条に関する質問でございます。この問題に関しましては、三月十二日の参議院予算委員会で小林正夫先生から、そして三月十七日の参議院厚生労働委員会では川合孝典先生がそれぞれ質問をされました。本日、改めて議論を深めていきたいと思っております。（以下略）

（中略）

○副大臣（渡辺孝男君） 一時的、臨時的な労働者については、学生のアルバイトやそのときだけたまたまお働きになるような方々も相当いるのではないかと。

先ほどお話があった、使用者の側が特別な意図でそういうことをやるというのはあってはならないことだと、そのように思っておりますけれども。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（辻泰弘君） 速記を始めてください。

○副大臣（渡辺孝男君） 雇用保険の適用範囲につきましては、委員お話ししているように、政府提案の適用の範囲よりもより以上広くして三十一日以上ということで、より以上の方々に適用できればというような趣旨でお話があったわけで、しかも保険料をお払いになっても、今の政府の方でも保険料をお払いになっても失業給付を受けられないような方もいらっしゃるんでないかというような例も挙げてお話あったわけですが、先ほどもお話ししたとおり、給付と負担のバランスという観点からいろいろ労使で検討していただいたわけでありまして、その中で出てきた案が六か月以上という、そういう条件になったわけでありまして。（以下略）

（中略）

○坂本由紀子君 ありがとうございます。是非頑張ってください。

宮澤副大臣にはお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

それでは、引き続きまして、本日審議をされております法案について伺ってまいります。

お二人の委員の先生からももう既にいろんな御議論がございました。まず、雇用のセーフティーネットというものはそもそもどういふものとして考えなければいけないのか。そういう中で、雇用保険制度というのはどういふ役割を果たすものなのかということについて、まずお伺いをいたします。

○委員長（辻泰弘君） どなたが御答弁されますか。

○国務大臣（舛添要一君） 我が日本国憲法二十七条で、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と、もうここからすべてが始まっているわけでありまして、やはり労働者が失業しても、生活の安定をまず図る、そして次の仕事を見付ける。このためのセーフティーネットというのは雇用のセーフティーネットであると思っておりますから、それが基本であって、そのことが国民に安心を生む、そしてその安心が私は活力につながるというふうに思っておりますので、これまでそういうセーフティーネット機能の重要性についてともしれば看過されがちな議論もありました。しかし、こういう状況であればあるほど、憲法二十七条に戻って、きちんと再就職ということが前提だということを申し上げた上で、セーフティーネット機能が必要だというふうに申し上げておきたいと思っております。

（中略）

○福島みずほ君 本家本元の社会民主主義政党的社民党員としては、やはりきちっと労働者の生活を守らなくちゃいけない。この国会がやるべきことは第二の派遣切りを起こさせないということなんです。第二の派遣切りを起こさせないために、ある程度製造業について派遣を禁止するなりすべきであり、大臣がおっしゃった懸念は、例えば施行日を考えるとか、そういうことで考えればいいんですよ。

もっと言えば、現在何が起きているか。派遣切りをやり尽くして、もう年度末まで、本当にもう派遣で、製造業で働く人はもう本当にいなくなっているんですよ。これを許容したのは、かつて作った国会が、政府・与党が作った法律が、好況のときはワーキングプア、不況になったら真っ先に期間の途中でもたたき切れるという制度をつくって、これはやっぱり問題だと思っております。将来、派遣切りをもう二度と起こさない、そして現在いる人のためには経過規定などを設ければ十分救済できる。

同じ社会民主主義者として、この政府・与党が出している派遣法案は是非取り下げてください、新たな抜本改正を与野党共に作るべくという決意、是非よろしくお願いします。
じゃ、質問終わります。

○委員長（辻泰弘君） 本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時十七分散会